

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先 ま で	鴻 巣 市 大 字 広 田 字 柳 原 三 六 二 一 番 一 地 先 か ら 同 市 大 字 赤 城 字 前 原 九 九 番 一 地	区 間
一 六 ・ 〇 〇 〇 〇 ・ 一 六	九 ・ 五 〇 〇 ・ 一 一 ・ 三 三 二	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
二 五 四 ・ 八 〇		延 長 (メ ー ト ル)
		備 考